

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年2月4日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 板松 一郎

1 調達内容

- (1) 件名 令和7年度自家用電気工作物保安管理業務委託契約
- (2) 仕様等 仕様書による
- (3) 履行場所 神戸西労働基準監督署外14施設
- (4) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 入札方法

入札価格は総価とする。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者か免税事業者かを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度の一般競争参加資格（全省庁統一資格）において、近畿地域で「役務の提供」（建物管理等各種保守管理）の「A」、「B」、「C」及び「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ウ 船員保険
 - エ 国民年金
 - オ 労働者災害補償保険
 - カ 雇用保険
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反(※)により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

(9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

(10) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 入札関係書類の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所、問い合わせ先

〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 14階

兵庫労働局 総務部総務課会計第四係 担当：奥田

電話：078-367-9176 Mail: okuda-shinya.dq1@mhlw.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間

本公告の日から**令和7年2月20日(木) 17時00分まで**、上記3(1)の場所(閉庁日を除く)及び兵庫労働局ウェブページ上にて交付する。

(3) 入札参加に必要な書類等の提出期限等

提出期限：**上記3(2)と同じ**

提出方法：電子調達システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により紙入札方式による場合、上記3(1)の場所に原則郵送(書留等配達記録が残るものに限る)するものとし、伝送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

(4) 入札書の提出期限等

提出期限：**令和7年2月21日(金) 17時00分まで**

提出方法：原則電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は上記3(1)まで郵送(書留等配達記録が残るものに限る)すること。

(5) 開札の日時及び場所

令和7年2月25日(火) 13時30分

兵庫労働局 神戸クリスタルタワー14階 総務課会議室

4 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金は免除する。

(2) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (3) 契約書作成を要する。
- (4) 入札者は、暴力団等に該当しない旨の誓約書（支出負担行為担当官が別に指定する様式）を提出しなければならない。また、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 契約事業者は、当書面をはじめ、当局が提示する契約条項を遵守すること。
- (6) 契約関係書類の扱いについて
担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。
契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。
- (7) その他、詳細は入札説明書による。

入札説明書

令和7年度自家用電気工作物保安管理業務委託契約

入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合には、必ず下記アドレス宛に以下の内容をメールしてください。仕様等の急な変更を連絡する際に使用します。

【送信先】

兵庫労働局総務部総務課会計第四係 奥田

Mail: okuda-shinya.dq1@mhlw.go.jp

【送信内容】

- ①入札件名：「令和7年度自家用電気工作物保安管理業務委託契約」
- ②受領日（ダウンロード日）
- ③会社名、担当者名
- ④担当者メールアドレス、電話番号

兵 庫 労 働 局

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 板松 一郎
調達機関番号 017
所在地番号 28

2 調達内容

- (1) 件名
令和7年度自家用電気工作物保安管理業務委託契約
- (2) 契約の仕様
仕様書等による。
- (3) 契約期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。
- (4) 契約締結日について
契約締結日は令和7年4月1日とする。
ただし、契約締結日までに令和7年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。
- (5) 履行場所
仕様書等による。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度の一般競争参加資格（全省庁統一資格）において、近畿地域で「役務の提供」（建物管理等各種保守管理）の「A」、「B」、「C」及び「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ウ 船員保険
 - エ 国民年金
 - オ 労働者災害補償保険
 - カ 雇用保険
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (10) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 入札にかかるスケジュール等について

- (1) 電子調達システムにより入札に参加する場合

①入札参加申請書及び入札書受付開始

令和7年2月4日（火）9時00分

※申請時添付書類

- ・資格審査結果通知書（写）
- ・保険料納付に係る申立書【様式5】
- ・誓約書（支出負担行為担当官が別に指定する、暴力団等に該当しない旨を制約したもの）【様式6】
- ・役員等名簿【様式7】

②入札参加申請書及び入札書受付締切

i) 入札参加申請書：令和7年2月20日（木）17時00分

ii) 入札書：令和7年2月21日（金）17時00分

※通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

※入札金額内訳書【様式9】を添付すること。

③代理人による入札

代理人が電子調達システムにより入札する場合は、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

- (2) 紙により入札に参加する場合

①競争入札参加申込書及び入札書受付開始

上記4（1）①と同様

※原則、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）での受付とする。

競争入札参加申込書の提出期限までに到着するよう、余裕をもって提出し、下記（5）の担当者あて電話で受領確認をすること。

※申込時添付書類

- ・資格審査結果通知書（写）
- ・保険料納付に係る申立書【様式5】
- ・誓約書（支出負担行為担当官が別に指定する、暴力団等に該当しない旨を制約したもの）【様式6】
- ・役員等名簿【様式7】
- ・競争入札参加申込書（紙入札方式）【様式1】

②競争入札参加申込書及び入札書受付締切（必着）

上記4（1）②と同様

③入札書提出方法

当局様式の入札書【様式2】にて作成し、封筒（長形3号）に入れ封をし、入

札書受付締切日時までに提出すること。また、その封筒に氏名（法人の場合はその名称または商号）、宛名（兵庫労働局支出負担行為担当官）及び「2月25日開札 令和7年度自家用電気工作物保安管理業務委託契約 入札書在中」と朱書きすること。

※入札金額内訳書【様式9】を同封すること。

※原則、郵送での受付とする。入札書の提出期限までに入札書が到着するよう、余裕をもって郵送し、下記（5）の担当者あて電話で受領確認をすること。

また、下記（4）の再度入札となることを考慮して、第1回目の入札書に再度入札用として第2回目、第3回目の入札書を併せて提出することができる。この場合、それぞれの入札書は別封筒に入れ、上記必要事項の他、何回目の入札書であるかを必ず明記すること。

（3）開札

①開札日時及び場所

令和7年2月25日（火）13時30分

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階

兵庫労働局 総務課会議室

②電子調達システムによる入札の場合

開札場所での立会は不要であるが、入札者又は代理人は、開札時刻には端末の前で待機し、システムエラー等の事態における当局からの電話連絡に対応できる状態にしておくこと。

③紙による入札の場合

紙による入札を行う場合、入札参加者が立ち合わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせることにする。その場合、開札結果については、メールや電話等で通知する。

なお、上記（2）の③の注意書きに記す第2回目、第3回目の入札書を事前に提出していない紙入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合の、当該第2回目以降の入札を辞退したものとして取り扱うため留意すること。

（4）再度入札の取り扱いについて

開札の結果、入札価格が当局の予定価格の制限に達した入札がない場合は、再度入札を行う。なお、再度入札は2回を限度とする。また、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うこと。

（5）競争入札参加申込書・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階

兵庫労働局総務部総務課会計第四係 奥田

電話 078-367-9176

5 入札及び開札に関する注意事項

（1）次の各号の一に該当する入札は無効とする。

①競争入札参加申込書または参加申請書が指定した日時までに提出がない場合。

②入札者またはその代理人が、本案件にかかる入札において他の入札者の代理人を兼ねた場合。

③紙入札において入札書を当局様式以外のもので提出した場合。

④紙入札において入札書の金額を訂正した場合。

⑤予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定する者が入札した場合。

- ⑥入札公告に指定した競争参加資格の等級以外の者が入札した場合。
 - ⑦担当官が入札不完全と認めた場合。
 - ⑧入札者に求められる義務を履行しなかったものが提出した場合。
 - ⑨誓約書を提出せず、または虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合。
- (2) 入札書には、入札者の住所・氏名の記入をし、日付については提出日を記入すること（開札日ではない）。金額の記載については、算用数字を使用し、最初の数字の末尾に、-（ピリオド ハイフン）を記入すること。
- また、入札金額については、諸経費を含んだ金額とし、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**見積もった金額の110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り上げた金額とする。）**を入札書に記載すること。
- (3) 入札書提出後の内容変更及び取消しについては、一切受付けないこと。
- (4) 予定価格を超過するなどの理由により再入札とする場合、再入札は2回を限度とする。この限度内において落札者がいない場合は、再度公告入札の実施若しくは予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用する。
- (5) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。
- (6) 入札申込後、入札に参加しない場合は、辞退届【様式4】を速やかに提出すること。
- (7) 落札者の決定にあたり、開札会場において落札事業者名及び落札価格を発表するとともに当局ホームページに掲載する。また、開札結果について情報公開法に基づき情報公開請求がなされたときは公開することがあるため了承すること。

6 入札保証金及び契約保証金 免除

7 前払金 なし

8 落札者の決定方法

- (1) 兵庫労働局で作成した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者が決定した時は、入札参加者に落札者氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を口頭又は電子調達システムの開札結果通知書により通知する。
- (3) 契約書作成の要否 要

9 支払の条件 契約書（案）のとおり

10 その他

- (1) 本入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先
 - ①調達ポータルURL <https://www.p-portal.go.jp/>
 - ②調達ポータルヘルプデスクTEL 0570 - 000 - 683（ナビダイヤル）
03 - 4332 - 7803（IP電話等の場合）

ただし、参加申請及び応札の締切時間が切迫している等、緊急を要する場合には兵庫労働局総務部総務課会計第四係まで連絡すること。

- (3) 軽微な仕様変更に伴う契約変更の手続きは、発注後に行うこととする。
- (4) 当該契約に関する疑義・質問については、質問書【様式8】により令和7年2月12日（水）17時00分までに上記4の（5）に示した場所に提出すること。
- (5) 入札説明会は実施しない。
- (6) 契約事業者は、当書面をはじめ、当局が提示する契約条項を遵守すること。
- (7) 契約関係書類の扱いについて
 - ①担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。
 - ②契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。
- (8) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとす。

競争入札参加申込書（紙入札方式）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

申込人
所在地
事業所名
代表者名

下記物件の競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

記

1. 件名 令和7年度自家用電気工作物保安管理業務委託契約
2. 電子調達システムでの参加ができない理由

（記入例）認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため

- 3 電子調達システムへの対応予定時期
-

※ 氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

入札書（紙入札方式）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

住 所
事業所名
代表者役職氏名
又は代理人氏名

入札説明書及び契約書を承諾の上、仕様書に提示された内容について下記のとおり提出します。

件 名 令和7年度自家用電気工作物保安管理業務委託契約

入札金額（総価格） _____
（消費税および地方消費税は含まない）

電子くじ番号
（3ケタ）

--	--	--

※契約価格については、入札書に記載された金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額切り捨て）とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げ）を入札書に記載すること。

※入札金額は算用数字で、数字の頭には¥（エンマーク）を、末尾には、－（ピリオドハイフン）を記載すること。

※電子くじ番号は、3ケタの数字を記入すること。記入がない場合は任意の番号を割当てることとし、異議は受け付けないものとする。

委 任 状

私儀

今般 _____ を代理人と定め、次の入札及び見積に
関する一切の権限を委任します。

記

入札件名 令和7年度自家用電気工作物保安管理業務委託契約

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

住 所

名 称

氏 名

代理人による入札にかかる留意事項

代理人をもって入札書の作成を行う場合には、下記により委任状を作成のうえ、入札書の提出期限までに提出してください。

記

1. 入札書の作成を行う者がその法人の本店又は本社に所属する場合。
 - (1) 委任状の委任者名はその法人の代表者名とし、代理人は入札を行う者となります。
 - (2) 入札書の入札者は上記代理人となります。
2. 入札書の作成を行う者がその法人の支店又は営業所等に所属する場合。
 - (1) 委任状は、
 - ①法人の代表者から、支店又は営業所等の長への1通。
 - ②支店又は営業所等の長から入札書の作成を行う代理人への1通の、計2通作成してください。

ア. 法人の代表者が同一法人の支店又は営業所等の長に対し委任する際の委任状については、委任状の代表者はその法人の代表者名とし、代理人はその支店又は営業所等の長となります。

イ. 同一法人の支店又は営業所等の長が更に他の者に委任する際の委任状については、委任状の代表者は委任を受けた支店又は営業所等の長とし、代理人は入札を行う者となります。
 - (2) 入札書の入札者は上記(1)イ.の代理人となります。
3. 入札者又はその代理人は、本件調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができません。

辞 退 届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

所在地
事業所名
代表者名

この度下記件名につき御辞退申し上げます。

件 名 令和7年度自家用電気工作物保安管理業務委託契約

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

(所在地)

(名称)

(代表者名)

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記1から3までのいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 参加資格の適正化

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。

年 月 日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名

※ 個人の場合は、余白に生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員等名簿（様式7）を添付すること。

役員等名簿

事業所名

所在地

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員を記入してください。

個人の場合は、本様式の提出は要しない。

質 問 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

住 所
事 業 所 名
代表者役職氏名

下記入札案件について、質問がありますので質問書を提出します。

記

件 名	令和7年度自家用電気工作物保安管理業務委託契約
質問事項	(質問事項を具体的に記入する)

- ※ 任意の様式でも可能。
- ※ 代表者等の押印は不要です。

令和7年度
自家用電気工作物保安管理業務
委託契約書

兵庫労働局

1. 業 務 名 令和7年度自家用電気工作物保安管理業務委託契約
2. 建築物の所在地 神戸市兵庫区水木通10-1-5
神戸西労働基準監督署 外14施設
(仕様書別紙1による。)
3. 契 約 期 間 自 令和7年4月 1日
至 令和8年3月31日
4. 契 約 締 結 日 契約締結日は令和7年4月1日とする。
5. 契 約 金 額 ￥. ー
(うち取引に係る消費税額 ￥. ー)
6. 契 約 保 証 金 甲はこの契約の契約保証金を免除する。

上記の業務について、発注者 支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 ●● ●●を甲1(以下「甲1」という。)及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 兵庫支部 契約担当役支部長 ●● ●●を甲2(以下「甲2」という。)(以下「甲1」及び「甲2」を「甲」という。)とし、受注者●● ●●を乙(以下「乙」という。)として、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書を内容とする業務契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に履行するものとし、甲は、その契約金額を支払うものとする。
 - 3 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行なわなければならない。
 - 4 この約款の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - 5 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 6 この約款の履行に関して甲乙間で用いる時刻は、日本標準時とする。
 - 7 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
 - 8 この約款の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
 - 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第28条の規定に基づき、甲乙協議の上選定される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
 - 11 甲が、第7条に規定する施設管理担当者を定めたときは、この契約の履行に関し、乙

から甲に提出する書類（業務関係者に関する措置請求、代金請求書を除く。）は、施設管理担当者を経由するものとする。

12 前項の書類は、施設管理担当者に提出された日に甲に提出されたものとみなす。

（契約代金内訳書及び業務計画書）

第2条 乙は、本契約締結後速やかに、契約代金内訳書を作成し甲に提出しなければならない。

なお、契約代金内訳書は、甲及び乙を拘束するものではない。

2 乙は、仕様書に従い、業務の実施に先立って業務計画書を作成し、甲に提出し、その承諾を受けなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第4条 乙は、業務の全部又は主体的部分を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委任し、又は請負わせてはならない。

（特許権等の使用）

第5条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、甲がその業務仕様又は工法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（使用人に関する乙の責任）

第6条 乙は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。

2 乙は法令で資格の定めのある業務に従事させる乙の使用人については、その氏名及び資格について甲に通知し、その承諾を受けなければならない。使用人を変更したと

きも同様とする。

乙は、これら以外の使用人については、甲の請求があるときは、その氏名を甲に通知しなければならない。

(施設管理担当者)

第7条 甲は、この契約の履行に関し甲の指定する職員（以下「施設管理担当者」という。）を定めたときは、その氏名を乙に通知するものとする。施設管理担当者を変更したときも同様とする。

- 2 施設管理担当者は、この約款の他の条項に定める職務の他、次に掲げる権限を有する。
 - 一 契約の履行についての乙又は乙の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
 - 二 この約款及び仕様書の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答
 - 三 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

(業務責任者)

第8条 乙は、業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を甲に通知するものとする。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

(業務関係者に関する措置請求)

第9条 甲は、乙が業務に着手した後に乙の業務責任者又は使用人が業務の履行について著しく不相当であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 乙は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、施設管理担当者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 4 甲は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(業務の報告等)

第10条 乙は、特記仕様書に従い、甲に対して業務報告書を提出しなければならない。

- 2 甲又は施設管理担当者は、前項の規定によるほか、必要と認めるときは、乙に対して業務の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。

(控室等)

第 11 条 甲は、業務の実施につき必要があると認める場合は、乙に対して控室、仮眠室、資機材置場等（以下「控室等」という。）を提供するよう努めるものとする。

- 2 乙は、甲から控室等の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。また、乙は、これらを甲に返還すべきときは、これらを原状に回復しなければならない。

（関連作業等を行う場合）

第 12 条 甲は、乙の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ乙に通知し、甲乙協力して建築物の保全に当たるものとする。

（業務内容の変更）

第 13 条 甲は、必要があるときは、業務内容の変更を乙に通知して、業務内容を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第 14 条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 10 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（契約金額の変更方法等）

第 15 条 契約金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 10 日以内に協議が整わない場合には甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が契約金額の変更事由が生じた日から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

（臨機の措置）

第 16 条 乙は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、甲の指示を受け、又は甲乙協議して臨機の措置をとらなければならない。

ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく甲に通知しなければ

ばならない。

- 3 甲又は施設管理担当者は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

(損失負担)

第17条 乙は、業務の実施について甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるときにはその限度において甲の負担とする。
- 3 乙は、乙の責に帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責を負わない。

(検査)

第18条 乙は、業務が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項により業務完了の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 前項の規定による検査の結果、不合格のものについては、甲は、乙に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

(契約代金の支払)

第19条 乙は、前条の検査に合格したときは、代金の支払を3ヶ月毎に「別表：契約代金内訳表」の請求額を甲に請求することができる。ただし、請求書については、「別表：契約代金内訳表」のとおり作成し、甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、入居庁に対し、分担額を直接乙に支払うよう通知しなければならない。
- 3 甲は、第1項により適法な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に代金を乙に支払わなければならない。

(業務の履行責任)

第20条 甲は、第18条に規定する検査後において、通常発見し得ない不完全履行等、業務が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を確認した場合、これを知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）そ

- の旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。
- 一 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、修繕等により完全な履行を行うこと
 - 二 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
 - 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(甲の契約解除権)

- 第21条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。
- 一 履行期限内に業務を終了しないとき。
 - 二 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
 - 三 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 四 甲が行う検査に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
 - 五 第25条の規定に違反したとき。
- 2 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 3 甲は、第1項又は第2項の規定により契約を解除したときは、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。
 - 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

- 第22条 甲は、業務が完了しない間は、前条第1項又は第2項に規定する場合のほか必要があるときは、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
 - 3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の契約解除権)

第 23 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 第 13 条の規定により業務の内容を変更したため、契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
 - 二 甲が第 25 条の規定に違反したとき。
 - 三 甲が契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったとき。
- 2 第 21 条第 3 項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。
- 3 甲は、第 1 項の規定により契約が解除された場合において、これにより乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第 24 条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、この契約の履行に着手後、第 22 条による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から 10 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(秘密の保持)

第 25 条 甲及び乙は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反については乙はその責を免れない。

(遅延利息の徴収)

第 26 条 乙の責に帰すべき事由により、乙がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで年 3 パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収する。

- 2 甲の責に帰すべき事由により、甲がこの約款に基づく第 19 条第 3 項の規定による契約代金又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、乙は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき財務大臣が定める率を基に計算した遅延利息を請求することができる。

ただし、遅延利息の額が 100 円未満であるとき、または、その額に 100 円未満の端数があるときは、その金額は支払わない。

(賠償等の徴収)

第 27 条 乙がこの約款に基づく損害賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に前条の利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額

及び乙の契約保証金とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

(紛争の解決)

第 28 条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、甲が定めたものに乙が不服があるときその他契約に関して甲乙間に紛争を生じたときは、甲及び乙は、協議上の調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、その他のものは甲乙それぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務責任者の業務の実施に関する紛争、乙の使用人又は乙から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び施設管理担当者の業務の執行に関する紛争については、第 9 条第 2 項及び第 4 項の規定により乙が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第 2 項及び第 4 項の期間が経過した後でなければ、甲又は乙は、第 1 項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。
- 3 甲又は乙は、第 1 項に規定する紛争解決の手続きを経た後でなければ、同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法（明治 23 年法律第 29 号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停の申立てを行うことができない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 29 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
 - 三 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
 - 四 第 3 項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項若しくは同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書

の写しを甲に提出しなければならない。

- 3 乙は、第1項第3号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第30条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
 - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第31条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に通知する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第32条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときには、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部または一部を解除することができる。

- 一 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
 - 二 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
 - 三 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第一号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第 33 条 前条までの規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第 34 条 乙がこの契約に基づく違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を超過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第 35 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第 36 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 37 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 38 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 39 条 甲は、第 20 条 2 項、第 21 条第 1 項、同条第 2 項、第 35 条、第 36 条、第 38 条第 2 項及び第 32 条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第 20 条 2 項、第 21 条第 1 項、同条第 2 項、第 35 条、第 36 条、第 38 条第 2 項及び第 32 条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 40 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 41 条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ

甲乙協議の上、解決するものとする。

(存続条項)

第 42 条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第 20 条、第 21 条第 1 項、第 24 条、第 25 条、第 26 条第 2 項、第 30 条、第 33 条、第 34 条、第 37 条、第 39 条、第 41 条及び本条はなお有効に存続するものとする。

以上

この契約の証として、本書 3 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 1 日

甲 1 発注者 住所 神戸市中央区東川崎町 1 - 1 - 3
氏名 支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長

甲 2 発注者 住所 尼崎市武庫豊町 3 - 1 - 5 0
氏名 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 兵庫支部
契約担当役支部長

乙 受注者 住所
氏名

別表 契約代金内訳表 令和7年度自家用電気工作物保安管理業務委託契約

単位:円(消費税込)

① 兵庫労働局に請求書を提出するもの 宛名:「官署支出官 兵庫労働局長」

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
兵庫労働局 分					
自衛隊兵庫地方協力本部 分					
合 計					

③ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 兵庫支部に請求書を提出するもの

宛先:「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 兵庫支部」

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構兵庫支部					

令和7年度
自家用電気工作物保安管理業務委託契約
特記仕様書

兵庫労働局

自家用電気工作物保安管理業務特記仕様書

- 1 業務名：令和7年度自家用電気工作物保安管理業務契約
- 2 履行場所：別紙1のとおり
- 3 履行期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 契約締結日：契約締結日は令和7年4月1日とする。

ただし、契約締結日までに令和7年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

5 対象業務

- (1) 「自家用電気工作物保安管理業務（以下「保安管理業務」という。）とは、委託者である兵庫労働局（以下「甲」という。）の設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務をいい、受託者（以下「乙」という。）が実施する保安管理業務は、次の各号により、保安規程に基づき電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下、「保安業務担当者」という。）が自ら実施するものとする。
 - ① 別紙1「契約対象物件一覧表」に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を甲に報告すること。また経済産業省令で定める電気設備に関する技術基準を定める省令（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に指示又は助言すること。
 - ② 電気事故その他電気工作物に異常が発生又は発生するおそれがある場合において、甲もしくは電力供給会社より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を指示し、再発防止にとるべき措置を指示又は助言するとともに、必要に応じて臨時点検を行うこと。
 - ③ 電気事業法第107条第3項に規定する立ち入り検査の立ち会いを行うこと。
 - ④ 別紙1記載の電気工作物の工事、維持及び運用に関する中部近畿産業保安監督部長への提出書類及び図面について、その作成及び手続の助言を行うこと。
 - ⑤ 別紙1記載の電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に指示または助言すること。
 - ⑥ 別紙1記載の電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて工事期間中の点検を行い、その結果を報告するとともに技術基準の規定に適合しない又は適合しない恐れがあるときは、そのとるべき措置について甲に指示又は助言すること。
- (2) 前項の規定に関わらず、乙に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、乙の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が乙により確認されるものに限る。甲は点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造事業者等に依頼して行うことができる。

- ① 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物
 - ㊦建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - ㊧消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - ㊨労働安全衛生法の規定に基づき、検査事業者等の検査を要することとなる機械
 - ② 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な電気工作物
 - ㊩立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - ㊪情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - ㊫機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
 - ㊬立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
 - ③ 発電設備のうち電気設備以外である電気工作物
- (3) 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、(1) ①によるほか、甲が確認を行うものとする。乙は、甲の確認の結果不具合の報告を受けた際は、速やかに点検を行い、必要な措置について助言を行うものとする。

6 点検の頻度と監視装置

- (1) 乙は下記に示す①及び②の年間予定表を契約後30日以内に甲に書面により通知する。
- 5 (1) ①に定める乙が定期的に行う点検内容は、次のとおりとする。
- ① 年次点検
- 履行期限：令和7年12月末日
- ただし、令和7年9月末日までに提出する上半期総括報告に多数の施設を含むことが望ましいため、上半期中に可能な限り多くの施設において点検を実施すること。
- 点検基準：別紙1-1の点検基準及び別表1から4による。
- 点検要件：次のア及びイに従って行うこと。
- ア. 1年に1回以上行うこと（ただし、信頼性が高く、かつ、下記イの（ア）から（カ）と同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができる。）
- 参考として令和4年度から令和6年度の各施設における点検頻度を別紙1-1に記載している。
- イ. 次の（ア）から（カ）までに掲げる項目の確認その他必要に応じた測定・試験を行うこと。
- （ア） 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。
 - （イ） 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第17条に規定された値以下であること。
 - （ウ） 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。

(エ) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であること。

(オ) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

(カ) 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、PCB管理標準実施要領Ⅱ. 2. (1) に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

※実施する際には30日前までに関係各所に必要な連絡をすること。また、年次点検は当該月の月次点検を含むものとする。

② 月次点検

点検基準：別紙1-1の点検基準及び別表1から4による。

月次点検は、電気工作物の運転を停止しない状態で目視等により実施する。ただし、設備の状況により運転を停止して点検することがある。作業は、原則として開庁日の8時30分から17時までに行うものとする。

③ 臨時点検

必要の都度行う。

④ 工事期間中

工事期間中は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおりに施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について点検するものとし、その頻度は毎週1回とする。

⑤ 竣工検査

必要の都度行う。

(2) 乙は月次点検ほか、甲に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には点検を行うものとする。

(3) 保守に必要な消耗部品は、乙の負担とする。

(4) 乙は甲の低圧電路の絶縁状態を常時監視するための装置（絶縁監視装置）を乙の全額負担で設置し、警報発生時は24時間体制で対応し必要な措置を行う。また、甲は当該装置を設置する場所の提供、電灯配線などの既存設備の利用についての便宜を供するものとする。また、常に正常に稼動するように乙の責任の下にメンテナンスを行う。

(5) 絶縁監視装置を有する需要設備については、警報動作電流（設定の上限値は50mAとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合には、乙は次の①及び②に掲げる処置を行うこととする。

①警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。

②警報発生時の受信の記録を3年間保管する。

7 故障時の対応

(1) 電気故障・事故が発生した場合、乙は甲から事故発生の連絡を受信してから遅滞なく別紙1「契約対象物件一覧表」の各施設へ到着すること。なお、事故発生時の緊急出動は休日、夜間にかかわらず行うものとし、これに伴う費用は乙の負担とする。

- (2) 乙は故障復旧用に軽微な応急復旧材料を常備し、停電事故が発生した場合は仮復旧にあたること。

8 連絡責任者等

- (1) 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
- (2) 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
- (3) 甲は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに乙に通知するものとする。
- (4) 甲は、連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。

9 甲及び乙の協力及び義務

- (1) 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。
- (2) 乙は、保安管理業務を誠実にを行うものとする。

10 保安業務担当者の資格等

- (1) 乙は、別紙1記載の電気工作物の保安管理業務を実施する保安業務担当者には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。
- (2) 乙は、保安業務担当者に労働安全衛生法第59条3項、労働安全衛生規則第36条第4号に基づき高圧電気取扱業務に係る特別教育を受講させること。
- (3) 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、甲の求めに応じ提示することとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。
- (4) 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- (5) 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- (6) 乙は、保安業務担当者を明確にするため、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名及び生年月日、業務に関する経歴書並びに主任技術者免状の種類及び番号を、乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲に知らせることとする。
- なお、保安業務担当者等の変更が生じた場合であっても同様とする。

11 記録の保存

甲は、乙が実施し報告した保安管理業務の結果の記録（保安管理業務担当者の氏名を含む）等を確認するとともに、甲乙双方において3年間保存するものとする。

12 機械器具・安全作業用の管理

乙が実施する定期点検等に使用する機械器具・安全作業用具は次の各号に該当すること。

- ① 定期点検等においては、次のア、イの機械器具及び安全作業用具を使用すること。

ア. 機械器具

- ①絶縁抵抗計 ②接地抵抗計 ③電流計 ④電圧計 ⑤低圧検電器 ⑥高圧検電計
- ⑦騒音計 ⑧振動計 ⑨回転計 ⑩継電器試験装置 ⑪絶縁耐力試験装置

イ. 安全作業用具

- ①電気用安全帽 ②電気用ゴム手袋 ③電気用長靴 ④安全帯 ⑤短絡接地器具
- ② 測定器具は年1回以上の校正試験を実施したものを使用すること。また、校正試験記録を作成保管し、甲の要請があれば校正試験記録を提出すること。
- ③ 安全作業用具は労働安全衛生法関係法令に定める定期自主検査（6か月に1回以上の耐圧試験）を実施したものを使用すること。また、定期自主検査の記録を作成保管し、甲の要請があればその記録を提出すること。

13 業務の報告（成果物の提出）

- (1) 乙は保守・点検終了後に、異常の有無にかかわらず「保守・点検結果報告書」を各官署の担当者に提出すること。
なお、報告書の様式は任意とするが、本仕様書の点検項目及び内容を満たすものとする。
- (2) 業務遂行中異常を発見し、修理等が必要なときは「保守・点検結果報告書」に異常の内容、対処方法等を明記し、必要に応じて写真を添付すること。また、不良箇所についての見積書を作成し、兵庫労働局総務部総務課会計第四係（以下、「会計第四係」とする。）あてに速やかに提出すること。その際、見積書のあて先は「支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長」とすること。
- (3) 「保守・点検結果報告書」は、保守・点検実施翌月末日までに提出する。3月実施分については3月31日までに提出する。ただし、緊急性のある場合及び発注者から報告を求められた場合は、速やかに対応するものとする。
- (4) 総括報告について
 - ① 上半期総括報告
 - ・9月末日までに会計第四係あて報告する。
 - ・不具合箇所および交換が推奨される機器について一覧表（機器名（共にメーカー、型番含む）・不具合内容・緊要度を施設ごとに一覧にしたもの）を任意様式にて作成し、会計第四係あて提出すること。
 - ② 下半期総括報告
 - ・上半期総括報告と同様の内容を3月末日までに会計第四係あて報告する。

14 電気工作物の設置又は変更

- (1) 甲は、その自家用電気工作物を新たに設置又は変更しようとするときは、あらかじめ乙と事前に協議し、電気工作物の安全確保に遺漏ないように努めるものとする。
- (2) 前項の自家用電気工作物の新たな設置又は、変更により、この契約の変更を必要とするときは、甲乙協議のうえ、別途書面により定める。

15 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業

務共通仕様書（最新版）」（以下「共仕」という。）による。

- (2) 本仕様書及び共仕に定めがない事項については、甲と乙が協議のうえ決定する。
- (3) 乙は、契約締結後速やかに保安管理業務外部委託申請書等本契約を適正に履行するに当たり必要なすべての書類の作成及び手続きを行い、中部近畿産業保安監督部近畿支部に提出するものとする。

この申請が申請後1箇月以内に承認を得られなかった場合、又は取消しになった場合は、甲はこの契約を一方的に解除できるものとする。なお、申請、届出に係る費用は、保安管理業務委託料に含むものとする。（乙が引き続き前年と同一の者である場合は、この申請、届出は必要ないものとする。）

- (4) 乙は、業務の全部又は業務のうち総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分については、第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう）を含む。）に委託することはできない。業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を甲に申請し、その承認を受けること。また、再委託を行う場合は、その最終的な責任は乙が負うこと。
- (5) 情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

兵庫労働局総務部総務課会計第四係 Ⅱ078-367-9176

- (6) 乙は、本仕様書に定める事項その他の契約条項について遵守すること。

16 留意事項

- (1) 発注者は、適法な請求書を受領した日から30日以内に対価を支払う。
- (2) 契約事業者は、当書面をはじめ、当局が提示する契約条項を遵守すること。
- (3) 契約関係書類の扱いについて
 - ① 担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。
 - ② 契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

仕様書 別紙1-1 「契約対象物件一覧表」

自家用電気工作物点検（受電電圧は全て6,600V、定格遮断電流は12.5A）

※原則として、全ての施設で年1回閉庁日に停電点検を実施することとするが、点検等の基準については下記のとおりとする。

番号	施設名及び所在地	総容量	変圧器						常時監視装置	点検等の基準	月次点検頻度			
			単相		3相		スコットワンス					4年度	5年度	6年度
			容量	台数	容量	台数	容量	台数						
1	神戸西労働基準監督署 神戸市兵庫区水木通10-1-5 TEL 078-570-0086	100 kVA	50 kVA	1	50 kVA	1	-	-	有	別表1	3か月	I	II	II
2	姫路労働基準監督署 姫路市北条1-83 TEL 0792-56-5794	150 kVA	75 kVA	1	75 kVA	1	-	-	有	別表2	隔月	I	II	I
3	但馬労働基準監督署 豊岡市大手町9-15 TEL 0796-22-5145	80 kVA	50 kVA	1	30 kVA	1	-	-	有	別表1	3か月	I	II	I
4	神戸公共職業安定所 神戸市中央区相生町1-3-1 TEL 078-362-8609	425 kVA	75 kVA	3	200 kVA	1	50 kVA	1	有	別表4	隔月	II	I	II
5	神戸公共職業安定所三田出張所 三田市天神1丁目5-25 TEL 079-563-8609	80 kVA	50 kVA	1	30 kVA	1	-	-	有	別表2	隔月	I	II	II
6	灘公共職業安定所・障害者センター 神戸市灘区大内通5-2-2 TEL 078-861-8609	350 kVA	100 kVA	2	150 kVA	1	-	-	有	別表3	隔月	I	II	II
7	姫路公共職業安定所 姫路市北条字中道250 TEL 0792-22-8609	200 kVA	50 kVA	2	100 kVA	1	-	-	有	別表3	隔月	I	II	II
8	加古川公共職業安定所 加古川市野口町良野1742 TEL 0794-21-8609	175 kVA	100 kVA	1	75 kVA	1	-	-	有	別表3	隔月	I	I	II
9	伊丹労働総合庁舎 伊丹市昆陽1-1-6 TEL 072-772-8609	175 kVA	100 kVA	1	75 kVA	1	-	-	有	別表3	隔月	II	I	I
10	明石公共職業安定所 明石市大明石町2-3-37 TEL 078-912-2277	200 kVA	100 kVA	1	100 kVA	1	-	-	有	別表3	隔月	I	II	I
11	西脇地方合同庁舎 西脇市西脇885-30 TEL 0795-22-3181	330 kVA	100 kVA	2	30 kVA 100 kVA	1 1	-	-	有	別表3	隔月	I	II	I
12	柏原公共職業安定所 丹波市柏原町柏原字八之坪1569 TEL 0795-72-1070	125 kVA	75 kVA	1	50 kVA	1	-	-	有	別表3	隔月	I	II	I
13	龍野公共職業安定所 たつの市龍野町富永1005-48 TEL 0791-62-0981	100 kVA	50 kVA	1	50 kVA	1	-	-	有	別表2	隔月	I	II	II
14	相生地方合同庁舎 相生市旭1-3-18 TEL 0791-22-0920	175 kVA	100 kVA	1	75 kVA	1	-	-	有	別表3	隔月	I	II	II
15	西神公共職業安定所 神戸市西区糞台5-3-8 TEL 078-991-1100	95 kVA	75 kVA	1	20 kVA	1	-	-	有	別表2	隔月	I	II	II

仕様書別紙1-2「契約対象物件一覧表」

非常用予備発電設備・直流電源設備

施設名及び所在地	型式	電圧電流	容量	起動時間	回転数	力率	機関	台数
神戸公共職業安定所 神戸市中央区相生町1-3-1 Tel. 078-362-8609	自己通風 保護型	210V 550A	200KVA以上	40秒以内送電	1,800rpm	80%(遅れ)	ディーゼル水冷4サイクル	1

設 備	点検項目	工事期間中の 巡視、点検 [週 1 回]	月次点検 [3 ヶ月 1 回]	年次点検 [毎年 1 回]		
				年次点検 I	年次点検 II	
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○	○	○	
	10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
受 電 設 備	断路器	外観点検	○	○	○	○
		10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○
		10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験			△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○	○
		10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		内部点検			△	△
		絶縁油の酸価度試験			△	△
	コンデンサ、 リアクトル	外観点検	○	○	○	○
		10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○	○
		10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
避雷器	外観点検	○	○	○	○	
	10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
母線等	外観点検	○	○	○	○	
	10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	○	
	10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
受 ・ 配 電 盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△
接 地 工 事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
		漏えい電流測定		○	○	○
構 造 物	受電室建物、キュービク ル式受・変電設備の金属 製外箱等	外観点検	○	○	○	○

設 備		点検項目	工事期間中の 巡視、点検 [週 1 回]	月次点検 [3ヶ月 1回]	年次点検 [毎年 1 回]	
					年次点検 I	年次点検 II
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○
		電圧測定		○	○	○
		比重測定			○	○
		液温測定			○	○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	構造物等	外観点検	○	○	○	○
非常予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		始動・停止試験		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		発電電圧、周波数(回転数)の測定		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
		インターロック試験			△	△
P C B	変圧器、コンデンサ、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、開閉器、遮断器等	高濃度PCB含有電気工作物の確認			○	○

- 注 1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。
- 3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
- 4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については乙と協議する。
- 5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 6 年次点検の△印は、協議の上3年に1回以上とすることができる。
- 7 絶縁油の酸価度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
- 8 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
- 9 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- 10 10^{kV}ボルトによる絶縁抵抗測定は、6^{kV}ボルトの高圧設備に対して適用する。
- 11 小出力発電設備が設置されている場合は、負荷設備に準じた点検項目で点検を行う。
- 12 「PCB」については、高濃度PCB含有電気工作物に該当する場合は、使用および廃止(予定)の状況を把握し届出状況の確認を行う。

設 備	点検項目	工事期間中の 巡視、点検 [週1回]	月次点検 [隔月1回]	年次点検 [毎年1回]		
				年次点検 I	年次点検 II	
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○	○	○	
	10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
断路器	外観点検	○	○	○	○	
	10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○	
	10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○	
	10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
	継電器の動作試験			△	○	
	継電器の慣性特性試験			△	○	
	継電器の動作特性試験			△	○	
	遮断器、開閉器と継電器の連動試験			△	○	
変圧器	外観点検	○	○	○	○	
	10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
	内部点検			△	△	
	絶縁油の酸価度試験			△	△	
コンデンサ、 リアクトル	外観点検	○	○	○	○	
	10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○	○	
	10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
避雷器	外観点検	○	○	○	○	
	10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
母線等	外観点検	○	○	○	○	
	10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	○	
	10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
受・ 配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△
接 地 工 事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
		漏えい電流測定		○	○	○
構 造 物	受電室建物、キュービク ル式受・変電設備の金属 製外箱等	外観点検	○	○	○	○

設 備		点検項目	工事期間中の 巡視、点検 [週1回]	月次点検 [隔月1回]	年次点検 [毎年1回]	
					年次点検 I	年次点検 II
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○
		電圧測定		○	○	○
		比重測定			○	○
		液温測定			○	○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	構造物等	外観点検	○	○	○	○
非常予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		始動・停止試験		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		発電電圧、周波数(回転数)の測定		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
		インターロック試験			△	△
P C B	変圧器、コンデンサ、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、開閉器、遮断器等	高濃度PCB含有電気工作物の確認			○	○

- 注 1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。
- 3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
- 4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については乙と協議する。
- 5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 6 年次点検の△印は、協議の上3年に1回以上とすることができる。
- 7 絶縁油の酸価度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
- 8 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
- 9 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- 10 10^kボルトによる絶縁抵抗測定は、6^kボルトの高圧設備に対して適用する。
- 11 小出力発電設備が設置されている場合は、負荷設備に準じた点検項目で点検を行う。
- 12 「PCB」については、高濃度PCB含有電気工作物に該当する場合は、使用および廃止(予定)の状況を把握し届出状況の確認を行う。

設 備		点検項目	工事期間中の 巡視、点検 [週1回]	月次点検 [隔月1回]	年次点検 [毎年1回]	
					年次点検 I	年次点検 II
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○	○	○	
	10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
受 電 設 備	断路器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験			△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		内部点検			△	△
		絶縁油の酸価度試験			△	△
	コンデンサ、 リアクトル	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	母線等	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受 ・ 配 電 盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△
接 地 工 事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
		漏えい電流測定		○	○	○
構 造 物	受電室建物、キュービクル 式受・変電設備の金属製外 箱等	外観点検	○	○	○	○

設 備	点検項目	工事期間中の 巡視、点検 [週 1 回]	月次点検 [隔月 1 回]	年次点検 [毎年 1 回]		
				年次点検 I	年次点検 II	
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
絶縁状態監視			低圧絶縁監視装置による			
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○
		電圧測定		○	○	○
		比重測定			○	○
		液温測定			○	○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	構造物等	外観点検	○	○	○	○
非常予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		始動・停止試験		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		発電電圧、周波数(回転数)の測定		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
		インターロック試験			△	△
P C B	変圧器、コンデンサ、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、開閉器、遮断器等	高濃度 P C B 含有電気工作物の確認			○	○

- 注 1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係る設備に対して適用する。
- 3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
- 4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については乙と協議する。
- 5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 6 年次点検の△印は、協議の上 3 年に 1 回以上とすることができる。
- 7 絶縁油の酸価度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又は P C B 油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することができる。
- 8 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
- 9 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- 10 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。
- 11 10^{kV}ボルトによる絶縁抵抗測定は、6^{kV}ボルトの高圧設備に対して適用する。
- 12 小出力発電設備が設置されている場合は、負荷設備に準じた点検項目で点検を行う。
- 13 「P C B」については、高濃度 P C B 含有電気工作物に該当する場合は、使用および廃止(予定)の状況を把握し届出状況の確認を行う。

設 備		点検項目	工事期間中の 巡視、点検 [週1回]	月次点検 [隔月1回]	年次点検 [毎年1回]	
					年次点検 I	年次点検 II
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○	○	○	
	10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
受 電 設 備	断路器	外観点検	○	○	○	○
		10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○
		10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験			△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○	○
		10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		内部点検			△	△
		絶縁油の酸価度試験			△	△
	コンデンサ、 リアクトル	外観点検	○	○	○	○
		10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○	○
		10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○	○
		10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	母線等	外観点検	○	○	○	○
		10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	○
		10 ³ ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受 ・ 配 電 盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△
接 地 工 事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
		漏えい電流測定		○	○	○
構 造 物	受電室建物、キュービクル 式受・変電設備の金属製外 箱等	外観点検	○	○	○	○

設 備	点検項目	工事期間中の 巡視、点検 [週1回]	月次点検 [隔月1回]	年次点検 [毎年1回]		
				年次点検 I	年次点検 II	
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
絶縁状態監視			低圧絶縁監視装置による			
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○
		電圧測定		○	○	○
		比重測定			○	○
		液温測定			○	○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	構造物等	外観点検	○	○	○	○
非常予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		始動・停止試験		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		発電電圧、周波数(回転数)の測定		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
	インターロック試験			△	△	
P C B	変圧器、コンデンサ、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、開閉器、遮断器等	高濃度PCB含有電気工作物の確認			○	○

- 注1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係る設備に対して適用する。
- 3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
- 4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については乙と協議する。
- 5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 6 年次点検の△印は、協議の上3年に1回以上とすることができる。
- 7 絶縁油の酸価度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することができる。
- 8 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
- 9 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- 10 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。
- 11 10^{kV}ボルトによる絶縁抵抗測定は、6^{kV}ボルトの高圧設備に対して適用する。
- 12 小出力発電設備が設置されている場合は、負荷設備に準じた点検項目で点検を行う。
- 13 「PCB」については、高濃度PCB含有電気工作物に該当する場合は、使用および廃止(予定)の状況を把握し届出状況の確認を行う。